

---

## 郵便料の電子納付についてのお願い

---

札幌高等裁判所

高等裁判所の事件（※）に関する郵便料の納付については、「電子納付」（インターネットバンキングやモバイルバンキング、金融機関のATMを利用して納付する方法）を利用していただきますようご協力をお願いいたします。

### ●電子納付を利用することができる事件（※）

次の手続に必要な郵便料については、電子納付を利用することができます。

- ・行政訴訟事件，控訴事件，抗告事件，上告事件，再審事件

控訴事件，抗告事件，上告事件で「電子納付」を利用される場合には，原審（不服のある判決などをした裁判所）に控訴状などを提出していただく際にその旨を申し出てください。

## ●電子納付のメリット

- ★ 手数料はかかりません（なお、休日・夜間に金融機関のA T Mを利用して納付するとき、金融機関によってはA T Mの時間外手数料がかかる場合があります。）
- ★ 24 時間 365 日いつでも納付が可能です。
- ★ 裁判手続が終了したときに郵便料の残額がある場合、あらかじめ指定された口座に振り込まれますので、返還に際して裁判所に出向いていただく必要がありません。
- ★ 納付する際に、さまざまな券種の郵便切手を用意していただく必要がありません。
- ★ 書類を提出する際に、郵便切手額の確認でお待たせすることがありません。

## ●電子納付の流れ

電子納付は、Pay-easy（ペイジー）対応のインターネットバンキングやモバイルバンキング、金融機関のA T Mを利用してすることができます。その方法について説明します。

※Pay-easy（ペイジー）の詳細は、ホームページ (<http://www.pay-easy.jp/>) をご覧ください。対応している金融機関のリンクも掲載されています。

- 1 最寄りの裁判所の会計（経理）課の窓口で、電子納付利用者登録をしてください。  
なお、裁判所支部、簡易裁判所及び家庭裁判所出張所においては、電子納付利用者登録を扱っていない場合がありますので、最寄りの裁判所の会計（経理）課の窓口でお尋ねください。

※電子納付利用者登録申請書は、裁判所ウェブサイトからもダウンロードすることができます。(<http://www.courts.go.jp/online/denshinouhu/index.html>)

- 2 利用者登録手続が完了すると、「利用者登録コード」と「初期パスワード」を発行します。

※一度「利用者登録」を済ませると、全国どこの裁判所でも電子納付の利用をすることができます。

3 訴状などの提出時に、事件の受付窓口等において電子納付をする旨を告げてください。また、上記2の「利用者登録コード」をお知らせください。

※訴状などに電子納付を希望する旨と「利用者登録コード」を記載していただくことでもかまいません。

4 事件の受付窓口等において、「保管金提出書」をお渡しします。

「保管金提出書」の郵送やFAXによる送信を希望される場合には、事件の受付窓口等にご相談ください。

5 上記4の「保管金提出書」に印字されている「収納機関番号」等を用いて、Pay-easy（ペイジー）対応のインターネットバンキングやモバイルバンキング、金融機関のATMから払い込んでください。

※上記4の「保管金提出書」の裁判所への提出は不要です。